

『大阪府リサイクル製品認定要領』新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(目的)</p> <p>第1条—第14条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 1—3 (略)</p> <p>附則 1—4 (略)</p> <p>附則 1—2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 1—2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この要領は、令和3年10月12日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 認定の基準 (第6条第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>認定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境等への配慮</td> <td>次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第四に掲げる土壤溶出量基準及び別表第五に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1—3 (略)</p> <p>付表(1)—付表(6) (略)</p> <p>様式第1号—様式第5号 (略)</p>	項目	認定の基準	環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第四に掲げる土壤溶出量基準及び別表第五に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(目的)</p> <p>第1条—第14条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 1—3 (略)</p> <p>附則 1—4 (略)</p> <p>附則 1—2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 1—2 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 認定の基準 (第6条第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>認定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境等への配慮</td> <td>次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第三に掲げる土壤溶出量基準及び別表第四に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1—3 (略)</p> <p>付表(1)—付表(6) (略)</p> <p>様式第1号—様式第5号 (略)</p>	項目	認定の基準	環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第三に掲げる土壤溶出量基準及び別表第四に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	認定の基準																
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第四に掲げる土壤溶出量基準及び別表第五に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
項目	認定の基準																
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)の定める特別管理(一般・産業)廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第三に掲げる土壤溶出量基準及び別表第四に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。																
(略)	(略)																
(略)	(略)																